

〇みよし市議会基本条例

平成26年3月5日

条例第1号

改正 令和4年3月14日条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第5条—第12条）

第3章 議会運営（第13条・第14条）

第4章 市民と議会の関係（第15条・第16条）

第5章 市長と議会の関係（第17条—第20条）

第6章 議員の定数及び報酬（第21条・第22条）

第7章 議会の体制整備（第23条—第25条）

第8章 条例の見直し（第26条）

附則

地方公共団体は、地方分権の進展により地方自治体の自己決定、自己責任の拡大した今日、議会の役割はますます重要になっています。

みよし市議会（以下「議会」という。）は、市民により選ばれた議員（以下「議員」という。）と、同じく市民により選ばれた市長とともに二元代表制の緊張関係を保ちながら、市民の信託にこたえる重要な役割と責任を担っています。

議会は、市政の事務執行に対する監視機能及び立法機能を有しており、地方自治の本旨を実現するため、市民の意思を代弁する議決機関として、その機能を十分発揮しなければなりません。

この条例の制定により、議会の公平性と透明性を保持しつつ、自ら議会の改革に取り組み、一層の活性化に努め、より信頼される議会を目指します。

本市の将来を見据え、豊かな水と緑などの自然環境、先人が創り上げてきた歴史、伝統及び文化を次世代に引き継ぎ、市民の参加と協働のもと、安全で安心して暮らせるまちづくりを推し進め、市民福祉の向上に全力を尽くすことを決意し、議会の最高規範としてこの条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市政の情報公開による透明性と市民参加を原則とした、自主自立の地方分権時代にふさわしい市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定め、市政の進展及び福祉の向上を図ることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

(令4条例1・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号のとおりとします。

- (1) 市民 市内に住む者、学ぶ者及び働く者並びに市内において活動及び事業を行う個人、法人及び団体をいいます。
- (2) 条例等 条例、規則及び規程をいいます。
- (3) 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいいます。
- (4) 議案等 議案並びに審査及び審議に必要な資料及び情報をいいます。
- (5) 請願 地方自治法（昭和22年法律第67号）第124条に規定する請願をいいます。
- (6) 陳情 みよし市議会会議規則（平成21年三好町議会規則第2号）第139条に規定する陳情をいいます。
- (7) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(基本理念)

第3条 議会は、市長との二元代表制のもと、市政における最高の意思決定機関として市民の信託にこたえ、住民自治の進展を図り、地方自治の本旨の実現を目指すものとします。

(条例の位置付け)

第4条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定及び改正するに当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図ります。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の責務)

第5条 議会は、行政運営について審議し、議決機関としての責務を果たすものとします。

- 2 議会は、議会活動に関する情報発信を行うものとします。
- 3 議会は、市民の意思の反映に努めるものとします。
- 4 議会は、常に向上心を持ち、更なる議会改革を推進するものとします。

(議長の責務)

第6条 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとします。

(議員の責務)

第7条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を尊重するものとします。

2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己研鑽に努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとします。

(議員の政治倫理)

第8条 議員の政治倫理に関する事項は、別に条例で定めるところによります。

(議決の責任)

第9条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を有することを認識します。

2 議会は、議決結果の公表を行います。

(令4条例1・一部改正)

(政務活動等)

第10条 議員は、常に問題意識を持ち調査研究及び研修し、これを議会活動又は政策の立案及び提言に反映するよう努めるものとします。

(政務活動費)

第11条 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによります。

(会派)

第12条 会派は、政策を中心とした同一理念を共有する議員により結成できます。

2 会派は、政策等に関して調整を行い、必要に応じて合意形成に努めるものとします。

第3章 議会運営

(議会運営の原則)

第13条 議会は、市民に分かりやすい言葉及び表現を用い、十分な議論を尽くし合意形成に努めるものとします。

2 本会議を円滑に行うため、全員協議会を設置します。

3 議会は、議員相互の自由闊達な討議を通して意見の調整を行うため、議員討議会を開催します。

4 議会は、市民を代表する機関であることを認識し、市民の多様な意見を反映する議会運営に努めるものとします。

(令4条例1・一部改正)

(委員会活動等)

第14条 委員会は、議案等の審査及びその所管する事項の調査の充実を図り、設置目的が

十分に発揮されるよう活動を行い、会議は原則として公開するものとします。

2 委員会は、議会の閉会中においても、積極的な調査及び活動を行うものとします。

第4章 市民と議会の関係

(市民との関係)

第15条 議会は、開かれた議会とするため、市民への広報広聴活動及び情報公開を積極的に行い、公正性及び透明性を図るものとします。

2 議会は、議会の議決において、市民に対して経緯、理由及び論点の説明責任を果たすものとします。

3 議会は、議会主催による報告会を開催し、市政について市民との意見交換を行います。

4 議会は、請願及び陳情を市民からの政策の提案と受け止め、これを審査し、提言します。

(情報の公開)

第16条 議会における会議は、原則として公開します。

2 議会活動に関する資料は、みよし市議会情報公開規程（平成13年三好町議会規程第1号）に基づき、公開します。

第5章 市長と議会の関係

(市長等との関係)

第17条 議会は、市長等と緊張のある対等な関係を構築し、その事務の執行の監視及び評価に努めるものとします。

2 議会は、議案等の審議に当たり、市長等に対して次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとします。

(1) 政策を必要とする背景及び提案に至るまでの経緯

(2) 他の自治体の政策との比較検討

(3) 政策を実施した後の効果

(4) 政策の実施に要する財源措置及びその執行状況

(確認の機会の付与)

第18条 議長及び委員会の委員長は、議会等における審議又は審査の充実を図るため、議員及び委員の発言の主旨を明確にする必要があると認めるときは、市長等に対し確認の機会を付与することができるものとします。

(資料の提出)

第19条 議会は、議案等の審議に当たり、市長等に対して必要に応じて資料の提出を求めることができるものとします。

(政策立案等)

第20条 議会は、市民の福祉向上のため、積極的な政策の立案、提案及び提言に努めるものとし
ます。

第6章 議員の定数及び報酬

(議員の定数)

第21条 議員定数は、別に条例で定めるところによります。

(議員の報酬)

第22条 議員の報酬は、別に条例で定めるところによります。

第7章 議会の体制整備

(議会事務局の充実)

第23条 議会は、議員の政策の形成能力及び立案能力の向上並びに調査活動及び政策の立案のため、議会事務局の充実と強化を図るものとし
ます。

(議会図書室の充実)

第24条 議会は、議員の政策の形成能力及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充
実を図るものとし
ます。

(議会広報活動の充実)

第25条 議会は、インターネットをはじめとする多様な広報手段を活用することにより、
多くの市民が議会及び市政への関心を高めるよう、議会広報活動の充実に努めるものとし
ます。

第8章 条例の見直し

第26条 議会は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとにこの条例の内容について検
討し、必要が生じた場合には見直しを行うものとし
ます。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。